

## 介護現場の事故対策は万全ですか？



### 賠償責任を問われる事件事例

利用者を介護中に転倒させ、ケガさせてしまった。

利用者から一時的に預かった補聴器を紛失 or 破損させてしまった。

ケアマネジャーの申請手続きが遅延し、  
利用者に経済的損失が生じてしまった。

## 介護事業者賠償責任補償

介護業務中に利用者等の他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したりしたことによる法律上の損害賠償金などを補償します。

**保険期間** : 9月1日午前0時～8月31日午後12時  
《中途加入も可能です！》

**年間保険料** : 下記以外の対象サービス

役職員等常時雇用人数1名あたり 3,600円《中途加入は、月額300円》

介護老人福祉施設／保健施設、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅  
常勤換算人数1名あたり 7,200円《中途加入は、月額600円》

2019年2月時点算出

**支払限度額** : 対人賠償 1億円（1事故、保険期間中）

免責金額 50,000円（1事故）

※対人賠償の支払限度額の詳細、および対人賠償以外の支払限度額については、パンフレットをご確認ください。

**加入対象者** : 介護労働安定センターに登録された介護事業者

※ご加入と同時に登録させていただきます。



<保険契約者> 公益財団法人 介護労働安定センター

<取扱代理店> 株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町5階

TEL : 0120-023-933 FAX : 03-3258-8878

(受付時間 : 平日9:00~17:00)

ホームページ : <http://www.zenpuku.co.jp/>

<引受保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社

※介護事業者賠償責任補償については、東京海上日動を幹事保険会社とする共同保険となります。



## 介護労働中の傷害・感染症罹患事例



利用者宅へ訪問の際、飼い犬に咬まれた。

事業所への出勤中や利用者宅へ向かう途中、自転車で転倒しケガをした。

ウィルス感染していた利用者を介助したことで、感染してしまった。

## 傷害補償制度・感染症見舞金制度

介護業務中・通勤中の事故により役員・個人事業主および従業員のの方がケガをされた際に保険金をお支払いします。

介護業務に従事される役員・個人事業主  
の皆様も対象になります！

補償期間 : 1ヵ月単位での補償  
保険料 : 対象者1名あたり 毎月350円  
支払保険金 : 死亡・後遺障害保険金額 545万円  
入院保険金\* 日額5,000円  
通院保険金 日額3,000円

\*手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。  
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

加入対象者 : 介護労働安定センターに登録された介護事業者

### 【オプション：感染症見舞金制度】

上記・傷害補償制度のオプションとして、従業員の方が業務中に所定の感染症に罹患した際、「介護労働安定センター感染症見舞金制度」に基づいて支払う見舞金を補償いたします。

補償期間 : 上記・傷害補償制度と同期間  
保険料 : 従業員1名あたり 毎月30円  
支払限度額 : 1名あたり3万円

(本制度は上記・傷害補償制度のオプションとなり、単独で加入することはできません)

## 個人情報漏えい保険団体制度

個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生したことに起因する、損害賠償金や各種対応費用に対して保険金をお支払いします。

個人情報

保険期間 : 2019年4月1日午前0時～2020年3月31日午後12時  
加入対象者 : 介護労働安定センターに登録された介護事業者  
ご加入タイプ : 保険料は役職員人数によって決まります。  
・年間保険料 ※詳細はパンフレットをご覧ください。《中途加入も可能です!》



### 【団体制度ご加入の一例 (役職員10名の事業者がAタイプにご加入の場合)】

年間保険料 : 19,950円  
支払限度額 : 賠償責任部分 5,000万円 (免責10万円)  
個人情報漏えい対応費用部分 2,000万円 (免責10万円)